

平成27年（2015年）12月2日

第49回広島市都市計画審議会
議 事 録

事 務 局

都市整備局都市計画課

第49回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成27年(2015年)12月2日 午後1時30分

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 藤原章正 山本哲生 三浦浩之 青竹美佳 信末一之 米田輝隆

イ 市議会議員 太田憲二 谷口修 三宅正明 宮崎誠克 元田賢治 森本健治
渡辺好造

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 建政部 都市調整官 大池勝則

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課課長補佐 福永孝敏

オ 市民委員 月村佳子 井上百合子

以上 17名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 福田由美子 後藤奏苗

イ 市民委員 中城秀典

(3) 傍聴人

一般 1名

報道関係 1社

4 閉 会 午後2時52分

第49回広島市都市計画審議会

日 時 平成27年12月2日（水）

場 所 広島市議会棟4階 全員協議会室

○事務局（長光都市計画担当部長）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第49回広島市都市計画審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましてはお忙しい中お集まりいただきましてまことにありがとうございます。私は都市計画担当部長の長光でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、本審議会の委員の改選について御報告申し上げます。お手元の配付資料で、資料1として配席表を、資料2といたしまして広島市都市計画審議会委員名簿をお配りしております。国の人事異動に伴いまして、国土交通省中国地方整備局長の丸山隆英様に御就任いただいております。本日は中国地方整備局建政部都市調整官の大池様に代理出席していただいております。

それでは本日の議題についてでございますが、さきにお知らせしておりますとおり、3つの議案がございます。第1号議案といたしまして、広島公共下水道の変更、第2号議案といたしまして、基町高次都市機能集積地区ほか20地区の地区計画の変更についてです。いずれも広島市決定の案件です。

第3号議案といたしまして、立地適正化計画専門部会についてです。立地適正化計画につきましては、第3号議案の審議の後、現在作業を進めております、都市の現状分析等について御報告をさせていただきます。

それでは藤原会長、よろしくお願いいたします。

○藤原会長

皆さんこんにちは。早いもので、もう師走ということで、今年ももう残り少なくなってきましたが、お忙しい中、御出席賜りましてありがとうございます。

本日、御出席いただいております委員の方ですけれども、全20名のうちの17名、御出席いただいております。定足数に達してございますので、本日の審議会は成立しております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指命させていただきます。本日の署名は三浦委員さん、それから谷口委員さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速でございますが、審議に入りたいと思います。まず、第1号議案につき

まして事務局の説明を求めます。

○事務局（藤田都市計画課長）

都市計画課長の藤田でございます。着席にて説明させていただきます。

それでは第1号議案は、広島市公共下水道の変更についてです。議案書は5ページから14ページまでですが、前面のスライドにより御説明しますので、前方を御覧ください。

広島公共下水道とは、本市の市街地における下水を排除し、または処理するために市が管理する下水道のことです。昭和27年3月に当初の都市計画決定を行い、汚水の排除による生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全などを図るため整備を進めています。

都市計画に定めている内容は、排水区域、主要管渠、その他の施設です。

排水区域とは、公共下水道により下水を排除または処理する区域です。主要管渠は、幹線管渠及び放流管渠に分けられ、幹線管渠は下水の管渠のうち1,000ヘクタール以上を排水区域とする管渠、放流管渠は処理場からの処理水を川や海に放流する管渠です。その他の施設は処理場やポンプ場などです。なお、ポンプ場は、汚水を下水管渠で自然の勾配で流せない場合、一旦くみ上げて再度流す役割を果たす中継ポンプ場、及び雨水を強制的にくみ上げて川や海に流す役割を果たす雨水ポンプ場があります。

排水区域を図に示しますと、薄緑色の区域になります。市街化区域は排水区域として定めることとしています。面積は約15,833ヘクタールです。主要管渠、すなわち幹線管渠及び放流管渠を図に示しますと、灰色線のとおりになります。その他の施設を図に示しますと、処理場4カ所は大きな黒丸、ポンプ場64カ所などは小さな黒丸になります。

広島公共下水道のうち、今回変更を行うのは排水区域です。排水区域とは、公共下水道により下水を排除又は処理する区域で、市街化区域は排水区域として定めることとしています。今回の変更は、西風新都石内湯戸・下沖地区、五日市旧港地区の2地区において、本年6月の市街化区域編入を受け、今回、排水区域を追加するものです。

まず、西風新都石内湯戸・下沖地区について説明します。当該地区は、佐伯区の五日市地区と五月が丘団地の入り口交差点を結ぶ、都市計画道路五日市石内線沿いに位置しています。面積は8.0ヘクタールです。当該地区は、平成26年1月に土地区画整理事業が完了しています。土地区画整理事業が完了したことから、本年6月に、市街化区域に編入しており、今回それを受け、広島公共下水道の排水区域を追加するものです。

続いて、五日市旧港地区について説明します。当該地区は、佐伯区の五日市地区の佐伯

区役所やJR五日市駅の付近に位置しています。面積は2.8ヘクタールです。当該地区は、平成10年2月、公有水面埋立事業に着手し、平成24年6月に埋立事業が竣功しています。その後、広島市域への編入が完了したことから、西風新都石内湯戸・下沖地区と同様、本年6月に、市街化区域に編入しており、今回それを受け、広島公共下水道の排水区域を追加するものです。

今回の変更により、排水区域の面積は、15,833ヘクタールから、11ヘクタール追加され、15,844ヘクタールとなります。今回の変更案について、本年10月15日から2週間、案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

これで第1号の議案の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○藤原会長

それでは、ただいま御説明いただきました第1号議案につきまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○藤原会長

特にないですね。特に御質問がないようでございますので、本件については、特に意見がないということで、第1号議案につきましては原案どおり可決するというようにしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤原会長

異議なしと認めます。それでは、第1号議案につきましては原案どおりとすることを適当と認めると市長に答申することにいたします。

続きまして、第2号議案の審議に入ります。事務局の説明を求めます。

○事務局（藤田都市計画課長）

それでは、第2号議案、基町高次都市機能集積地区地区計画ほか20地区計画の変更です。この変更は、本年6月に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法と、これに関連する建築基準法が一部改正されたことを受け、改正部分を引用している地区計画の記載表現等を見直すための変更です。

議案書は15ページから189ページまでですが、前面のスライドにより御説明しますので、前方を御覧ください。

まず、地区計画の制度について、簡単に説明させていただきます。地区計画は、用途地域や都市計画道路などと同様に、都市計画法に規定される、都市計画制度のひとつです。制度の特徴としまして、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを誘導するため、建築物の用途や高さの制限を強化することで、細やかなルールを定めることができます。

画面は、本市の用途地域の状況です。地域の特性に応じた用途地域が指定されており、それぞれの用途地域に対し、建築物の用途や高さの制限が設けられています。地区計画では、用途地域をベースとしながら、地区単位で制限を定めることで、それぞれの地区にふさわしい、よりきめ細やかなルールを定めることができます。地区計画では、建築物の用途の制限だけでなく、用途、容積率、建蔽率など、御覧の制限を定めることが可能です。

本市では、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを誘導するため、これらの64地区に地区計画を定めています。このうち、これらの21地区が、今回の対象となります

では、風営法の改正の概要について御説明いたします。法の目的として、その第1条に、善良な風俗と清浄な風俗環境を保持し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するとされており営業時間や区域、年少者の立ち入りなど、様々な規制が設けられています。

具体的な対象として、善良・清浄な風俗環境や青少年の健全な育成に障害を及ぼす恐れがあるものとして風俗営業を定義し、これらの営業の適正化を図るため、同法による規制の対象としています。

改正前の風営法では、御覧の8種類の風俗営業が定義されていました。今回の法改正では、主に第3号に規定されるナイトクラブ、第4号に規定されるダンスホールの営業について、規制のあり方が見直されました。

では、見直しの概要について御説明いたします。まず、第3号のナイトクラブについてですが、ナイトクラブは、客にダンスをさせ、かつ飲食をさせる営業と定義されており、昨今の耳慣れた呼び方としては、ディスコなどがこれに当たります。これまで一律に深夜営業が禁止されていました。今回の法改正により、2020年に開催される東京オリンピックに向け、訪日外国人旅行者の集客増を図るため、特に若い世代に人気の高いナイトクラブについて、区域を限定した上で深夜営業を可能としつつ、引き続き風営法の規制対象として、営業時間や酒類提供の有無に応じた新たな規制体系に改めます。

次に、第4号のダンスホールについてですが、ダンスホールは、飲食を提供することなく専ら客にダンスをさせる営業と定義され、ナイトクラブなどと同様に、風俗営業の1つとして規制されてきました。こうした中、ダンスについては、近年、公民館などで、社交

ダンスのサークル活動の隆盛や、中学校の保健体育において必修科目となったことに象徴されるように、「ダンス＝善良な風俗を乱す恐れ」という概念が社会通念上成り立たなくなっていることから、ダンスに係る国民意識の変化に対応するため、風営法の規定から削除し、風営法の規制の対象外となりました。

これらの改正により、風俗営業の種類を定めている第2条第1項について、規制の必要がないとされたダンスホールの第4号を削除し、これまで区別していた第1号と第2号を新たに第1号として定義します。また、第3号のナイトクラブの営業については、引き続き規制対象として、複数の項に跨る別の規制体系へと移行し、その後、第5号から第8号を繰り上げて、新たに第2号から第5号と定義します。

次に、この法改正に伴う今回の地区計画の変更の具体的な内容について御説明いたします。主な変更点として、先ほど御説明いたしました、風営法の改正により発生する号ずれ等に対応した修正を行います。また、ナイトクラブについては、引き続き同法の規制の対象となっていることから、従前の制限を維持することとします。ダンスホールについては、業務の形態としての規制の必要がなく、同法による規制の対象外となったことから、地区計画において制限を加えることは行いません。

今回の変更では、風営法の改正部分を引用している、御覧の21地区について記載の見直しを行います。具体的な見直し内容について、西風新都の中央に位置する、西風新都A．CITY中央地区地区計画を例に御説明いたします。

画面は、西風新都A．CITY中央地区の位置図です。当該地区は複数の地区に区分され、そのうち、業務施設地区A、商業地区B、商業地区Aには、御覧のように、風営法の号番号を引用して、旧第1号から7号に係る建築物が制限されています。この、旧第1号から7号という引用は、御覧の範囲の営業を表しており、旧第8号のゲームセンターは制限していません。したがって、変更後も引き続きゲームセンターの営業に係る建築物が許容されるよう、新たな号の定義のうち、第1号から第4号に係るものを規制することとし、現行の記載を御覧のように改めます。また、ナイトクラブについて、新たな規制体系へと移行した結果、風営法の号番号を引用した表現ができなくなったことから、個別に規定いたします。

次に、業務施設地区Bにおいては、御覧のように号番号ではなく、項を引用して建築物が制限されています。この、第1項という引用は、御覧のとおり、全ての風俗営業を表していますので、同じく、第1項に係るものを規制することとし、記載については現行と同

様となり、旧3号、つまり、ナイトクラブについては個別に規定いたします。同様の考え方により、御覧の21地区について記載表現の変更を行います。

以上の地区計画変更を行うに当たり、市条例に基づく原案の縦覧を、本年10月2日から15日まで、法に基づく案の縦覧を11月2日から16日までの、それぞれ2週間行いました。いずれの縦覧に関しましても意見書の提出はありませんでした。

以上で風営法改正等に伴う地区計の変更についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤原会長

ありがとうございました。

それでは、第2号議案につきまして、御質問、御意見等ございましたらお願いします。はい。

○元田委員

それでは質問させていただきます。

これは、改正前ということになると、許可から今度、改正後は届け出制になるということではないんですね。

○事務局（藤田都市計画課長）

いずれも許可になります。規制の対象項目が減ったということになりますので、基本的には許可です。

○元田委員

この21地区というのは、現在そういった店があるからそこを指定しているというような、規制区域にするということになるんですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

今、21地区上げていますのは、地区計画の中で、風営法の文言を引用している地区計画でございます。ですので、既にそういう施設云々ではなくて、あくまで地区の中で風営法を引用している地区ということでございます。

○事務局（長光都市計画担当部長）

あくまでも地区計画でそういう規制をしているということでありまして、今現在、あるということではなくて、そういう規制をしているということでございます。

○元田委員

要するに、僕の理解は、このたびこういった地域というのは、ここにそういった対象と

なる店舗があるということで、それで1点調べたのが、宇品東6丁目1番地区というのはイオンなんです。イオンの中には何があるかという、ゲームセンターがあるからそこが対象となって、今度8号から5号に変わるというような理解をしているんですけど、そういったような理解の仕方は違うということですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

指摘されたイオンのある地区では、風営法の文言を引用して規制をしていますので、同様の規制がまたこれからも続くように規制をかける、その号ずれが起きないようにするというものでございますので、その御理解をよろしくお願いします。

○元田委員

要するに、もともと、もう既成事実があった店があるから、そこを対象としたということとでいいですか……。そうでしょう、そうしないと。

○事務局（藤田都市計画課長）

もとの規制を従前どおり、法改正で変わったとしても、従前どおり規制をかけていくという意味でございます。

○元田委員

それと1つは、今度、ダンスホールが、今度。そこでちょっと僕がわからなかったのが、ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業にかかわる建築物というたら、ダンス教室というのは、先ほど説明されたのはそれで理解できればいいということになるんですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

ダンス教室となりますと、今は学習塾扱いになっていますので。

○元田委員

だから、これと同じような考え方でいいということですね。

○事務局（藤田都市計画課長）

はい。

○元田委員

それで、かつ飲食というのは、要するにアルコールは、ノンアルコールも含めてだめということで、普通のペットボトルとか、こういった水ならオーケーということやね。

○事務局（藤田都市計画課長）

風営法第2条の第1項について、主な区分ですが、3号のナイトクラブと4号のダンス

ホールとあるんですが、ナイトクラブというのは、客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業をしているものを言います。ダンスホールというのは、飲食を一切出さない、専ら客にダンスだけをさせる営業をしているものということで、風営法が定義されています。

○元田委員

飲食を一切させないということは、水の持ち込みもできないとか、そういったことですか。というのは、僕は、飲食というのは、アルコール類だと思うわけだから、普通のダンス教室だったら、そういったホールになると必ず飲食を持ち込むことができなかつたらどうするんかということになる。

○事務局（藤田都市計画課長）

飲食をさせる営業をするということですので、お金を出して、売るという意味での飲食を提供するということですので、自分で持ち込むのは全く構いません。

○元田委員

持ち込むといたら、アルコールはいけんでしょう。それは、対象外になるの。

○事務局（藤田都市計画課長）

あくまで提供するわけですから、個人で、もしアルコールを持っていくのであれば、その教室のルールに反しない限り、風営法上は問題ないです。

○元田委員

結構、これ僕らが見ても、なかなか読み込むことができんのよね。ちょっとした言葉の内容によっては、飲食といえば普通は、相手から提供されるものもあるし、自分から持ち込んでいくというものもあるし、自ら持ち込んでいくものだったらオーケーで、でも大体、普通は、アルコールなど持っていくことは、まず普通の教室だつたらないわけだから、そういうところをはっきりやっとかないと、どうにもならんわ。持ち込みオーケーですよになったら、ゲームセンターでもいろんなもんが……。

○事務局（藤田都市計画課長）

ですので、あくまでも風営法の定義ということで理解いただければと思いますが、飲食を提供しないダンスホール、ダンスだけを専らさせる営業というダンスホールは、これ、広島県ですが、現実、存在しておりません。従前はダンスというのが風営法上規制しなければいけないような時代もあったのかもわかりませんが、ダンスだけを専らさせるだけでは、営業として成り立たなくなった結果が、その表であると思います。

○藤原会長

定義そのものは、なかなか難しいですが、営業行為として飲食を提供しているかどうかというところが大きいですね。

それでは、ほかに御質問いかがでしょうか。

お願いします。

○森本委員

キャバレーとキャバクラで1号、2号とありますが、これ、1つにまとまっていますよね。僕の経験から言うと、キャバレーとキャバクラは違うんじゃないかと理解しておるんですが、何で1つになったんですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

これ、実は第1号のキャバレーです。前方を見ていただきますと、客にダンスをさせる設備が整っているところをキャバレーと言います。次の第2号ですが、これ、客にダンスをさせる設備が整っていないところをキャバクラと定義されています。

今の写真を見ていただいた後に、キャバレーというのは、接待を受けて飲食を提供しながらダンスをるところ、キャバクラは、接待を受けて飲食を提供するところ。

今回、ダンスというものが、風営法の規制対象外になりましたので、この1号のキャバクラとキャバレー、ダンスのあるなしによって号分けする必要がなくなりましたので、全てこれから、飲食と接待ということで、第1号、第2号を一緒にしたものでございます。

以上でございます。

○藤原会長

森本委員の御理解とはちょっと違ったかもわかりませんが、法律ではこういう定義のようでございます。

ほかの委員から御質問はございませんでしょうか。

○三宅委員

すみません、ちょっとお聞きします。

そもそものことを教えていただきたいんですが、地区計画というのは、基本的に市のほうでつくられるものと理解しているんですが、それで間違いはないですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

実際に、都市計画として定めるのは行政のほうですが、中には都市計画提案という制度がありまして、地元発意で提案を受けて、それをもとに行政の内部処理を経て、行政発意

として地区計画を定めることもありますので、発意が行政の場合もありますし、地元という場合もいろいろあります。

以上です。

○三宅委員

続いて聞かせていただくんですが、このたびは風営法が改正されて、号ずれができたので、それらをきちっとするために、地区計画内に風営法の記載のあるところを直すということだと私は理解しているんですが、今回の変更対象地区は、広島市内で地区計画をやっている64地区の中で、その記載がある21地区と、説明を受けたわけですが、基本的にこれ以外の地区、43地区があるかと思いますが、この地区については、予想ですが、恐らく風営法の規制の文言がない地区計画を策定されておるのではなかろうかと思うわけです。

その中で、例えばこの地図を見ますと、明らかに住宅地、あるいは商業施設等がない地域において、それらの風営法の地区計画の基準自体がないという地区が結構、散見できるように思うわけです。そうなりますと、例えば風俗営業をしようとしたときに、それらの地区計画がない地域には、これらの規制はかからないわけですから、当然、営業しようと思えばできるかもしれない。もちろん、風営法の許可を取るためには警察と、例えば近くに診療所があっちゃいけないとか、1人以上の入院する施設がある医療機関があった場合、風営法のものが建てられないとかあるんですが、よくあるのが、ある日突然、フィリピンパブできて、何であれができたんと、いや、あれ別に規制ないんよということで、できることが田舎のところにあったりとか、いきなり住宅地にそういうものが生まれたりとかすることが往々にしてあるわけです。しかしながら、地区計画で定められてなければ、当然それは許可せざるを得ないということがあろうかと思うんですが。

今回、いい機会なので、風営法のことがあった場合に、それらが規制されてない地域については、検討とかはされたんでしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長）

今の御指摘のキャバレーとかといった風俗施設ですが、建築基準法のほうで用途制限をしておりますので、郊外団地のほうで、そういったものが、まず、建築されることはありません。地区計画で私が先ほど説明しましたのは、用途地域でかけてる制限、さらに上乗せでかける制限でございますので、どちらかといいますと、近商とか商業とか、本来、建築可能な地区に対して上乗せ制限をかけている地区でございますので、通常は、用途地域の制限がかかっておりますので、そういったことが起こることはありません。

以上でございます。

○三宅委員

それは、新築の場合。例えば、既存の住宅が建っておって、最近は空き家とか中古住宅とかいっぱいあるんですが、そういうところをいきなりぶち抜いて、内装だけ変えてそういう営業をすると、可能性の問題を言っているわけです。全く真っさらから建物を建てて風俗の店でございますってやるような経営者は、基本的にそんな費用対効果の悪いことをする人はほとんどいないんですが、普通は居抜きでやるので。となると、新築の場合はそれでいいんだろうと思いますが、いわゆる居抜きのような形で、今まで小料理屋さんを田舎でやってたんだけど、ある日突然、小料理屋さんが潰れてなくなって、そこをいわゆるパブにしましたということもあるかもしれませんね。

ということを考え合わせると、新築でないんだからいいよねという発想以外に、例えば、せっかくこういう案件があったんですから、今じゃ規制がかかってないところでそういうのがないだろうかということを検討するとかされたほうがいいのではないかなという、私の意見でございます。

○事務局（藤田都市計画課長）

建築基準法のほうで用途地域が限定されていますので、そこで確認行為ということをして、どんな用途に使うかということを確認して、建築が可能になるわけですが、通常用途地域内で定められた用途の建築物を建てて確認がおりるわけで、仮に申請後に、確認後に別の用途に使ってしまいますと用途違反になりますので、そういうことは通常起こり得ないと考えております。

○三宅委員

起こり得るから言っておるんです。

というのは、何が言いたいかといいますと、通常、風俗営業の許可は結構大変なんです。ですから、通常は許可が出るように、単なる喫茶店をしますとかという形で風俗営業の許可を取った後に、例えば低照度飲食店をそこで始めてみたりとか、それは実を言いますと、警察の査察等もありますが、いわゆる行政のほうは、通常こういうものは性善説に立ってお仕事をなされると思いますが、風俗営業をやる場合には、それらの部分を、どこで抜け道といいますか、どうやったらできるだろうかという発想の中でやられる可能性も多々あるので、法律上は、それ以上できないのかもしれませんが、結果的に困られるのは、その地区計画で、たまたまうち方には風俗営業なやつがなかったけん残念じゃったのうという

ことがあると、住宅地にお住まいの方とかが多少困られたりとかすることもあるかもしれないなと思ったものですから言わせていただいただけで、それで絶対大丈夫なのだとおっしゃるのであれば、そうですかとしか言いようがありません。

○事務局（長光都市計画担当部長）

先ほど、用途変更の手続について説明させてもらいましたが、少し補足させていただきますと、確かに基準法上の用途制限というのは当然かかってきますが、用途変更の手順につきましては、ある一定規模以上のものについて手続をするということになりますので、委員おっしゃるように、場合によっては小規模なもので確認を受けて、既に何かほかの面で営業を行った後に、そこで、先ほどおっしゃったように、低照度飲食店という使い方をするとか、そういったものについては、なかなか建築基準法上、あるいは都計法上それを追っかけていくといえますか、確認していくすべはないわけです。

そうした中、そこは風営法との連携の中で、そこは風営法上で取り締まっていくことになろうかと思いますが、確かに先ほどの、完全に建築基準法上とか都計上の手続によってそれをきちんとチェックできるような状況ではございません。

○三宅委員

ですので、例えば今回、やらない対象のところも、多少なりとも見ておられたほうがいいんじゃないかということをおっしゃるだけの話でございます。

いいですよ、もう。見てくださいということですから。

○藤原会長

最後の部分は委員からの御提言です。タイミングとしていいので、今回の法改正に伴う条項の見直しに合わせて、漏れがないように気をつけましょうという趣旨だと理解します。

この度の改正は、地域活性化に関連すると捉えてよいと思います。外国人やいろんな方が、2020年に向けて来日すると想定されるので、いろんな形での法制度の見直しの一部と思われれます。したがって、広島市も地域の活性化に向けて、この改正をうまく使うということも考える必要はあると思う。

もちろん、風営法の趣旨としては、健全な教育、あるいは、住民の生活環境の維持ですので、これは担保した上で、改定の趣旨をうまく活用すべしということが、委員御提案の主なポイントだと思いますので、委員の御提案をうまく活用して、漏れのないようお願いしたいと思います。

○元田委員

再確認させてください。もし、これが先ほど言われた許可制ですから、改めて改正後に許可はしないということはありませんか。おたくは、この21地区で現在営業されているんだけど、今度は、改めて許可制からまた、許可制なんだと言われたら、許可をしないということもあり得るということやね。

さっき、言われたじゃない。許可制だって。

○事務局（藤田都市計画課長）

許可制は間違いなく許可制ですが、その21地区は風営法の建築物を建築させない用途制限のほうですので、今の宇品東地区で規制されている建築物は、その改正後も建築されません。防ぐというというのが目的でございますので、風営法絡みの施設は建築させません。

○元田委員

要するに、建物は作らせないということであって、実際は、この風俗営業法第2項にあるキャバレーとかそういったものが、もしもだめですよとか、ゲームセンターをもう一度改めてその建物の中で営業をしようとするれば、改めて許可制が要ということであってええわけじゃね。

今までだったら、許可制から、さっき言ったように、届け出制になるのではなくて、改めてそのまま許可制になるということであってええの。ということは、中においては、廃止されるということもあり得る。

○事務局（藤田都市計画課長）

あくまで、この都市計画は、ハード、建築物での規制でして、中身の。

○元田委員

建物じゃなくて、この風営法というのは営業だから。

○事務局（藤田都市計画課長）

営業ですね。

○元田委員

その営業のほうを今、聞きよるわけ。だから許可制だったら今度、次の今度の新しい改正法できちつとなったときには、中には許可をしないということになると、営業の廃止ということもあり得るということよね。建物ではなくてよ。

○事務局（長光都市計画担当部長）

建物の話と今の営業の話と整理してお話をさせていただきますと、建物につきましては、仮に、今の地区計画を制限した際に、既にそういう建物ができているということがあった

とすれば、それは既存不適格という形になりますので、引き続きそれはそのまま継続することができます。

ただ、今回の21地区の地区計画につきましては、今回新たにナイトクラブとかそういったものを規制しようということではありませんで、従前から長い期間やってきておりますので、恐らくそういう施設は余りないだろうとは認識しております。あと、委員が言われる風営法上の許可につきましては、それが何年更新かということについては、私のほうもそこまで把握しておりませんで、そこは風営法の基準にのっとって許可されるものではないかと考えております。

○元田委員

そこの建築基準法と風営法の違いが出てきてあるんだろうと思うんだけど、だからこういうものが風営法できちっと、その地域では、改めてそういったものは、つくらせないと、そういった建物が、要するにもものが入るならだめだと。しかしながら、現在そこで営業を行っているところは、そのまま改めて許可をもらいなさいということですね。

許可になるのか、改めてさっき言ったように、許可制から今度は、今現在やっているから、届け出制で済みますよというのが今回の改正じゃないかと思うんですけど、今言われたように、許可から許可だったら、これは取り消されてもしようがない部分も出てくるよ。

○事務局（藤田都市計画課長）

今、我々がつかんでおりますのは、あくまでナイトクラブとかダンスホールに特化したものですから、それ以外の、もし、イオンのやられているゲームセンターとか多分あるかと思いますが、それはそのまま、号ずれのまま残っていきますので、イオンさんでやられているゲームセンター云々が、この施行になってゲームセンターができなくなるということは、まずないと思います。

○藤原会長

ほかにいかがでしょうか。

（「なし」の声あり）

○藤原会長

そうしましたら、ほかにはないようですので、幾つか御提言をいただきましたが、第2号議案につきまして、原案どおり可決することにしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○藤原会長

異議なしと認めます。それでは、第2号議案につきましては原案どおりとすることを適当と認めると市長に答申することにいたします。

続きまして、最後の第3号議案の審議に入ります。事務局より説明をお願いします。

○事務局（藤田都市計画課長）

第3号議案は、立地適正化計画専門部会についてです。これは、前のスライドではなく、お手持ちの資料3と議案3で説明させていただきます。

まず、議案を説明する前に、立地適正化計画がどういうものか、今一度説明させていただきます。

右肩に資料3とあります広島市立地適正化計画の策定についてを御覧ください。これは、前回、7月の都市計画審議会の際の資料ですので、ポイントだけをかいつまんで説明させていただきます。

まず、左上に立地適正化計画がどういった背景から創設されたのか、国の動向も含めて記載しています。昨年5月に国が都市再生特別措置法を改正して、都市構造集約化のアクションプランとなる立地適正化計画を市町村が策定できる旨定め、この計画を策定すれば、財政支援や容積率緩和などの特例により、集約型都市構造への転換を推進する地方の市町を支援するというものです。

次に、左下のイメージ図、具体的な内容を御覧ください。立地適正化計画において、具体的にどのようなことを定めるかを示しています。立地適正化計画を策定するということは、水色の市街化区域の中に、赤い丸で示されている都市機能誘導区域と、これを取り囲む青色の居住誘導区域を定めるということです。都市機能誘導区域では、右側の赤枠にありますように、鉄道駅周辺など公共交通の利便性の高い地区に生活サービス機能を集積するため、生活サービス施設を誘導するエリアと当該エリアに誘導すべき施設を設定します。また、居住誘導区域では、下側の青枠にありますように、都市機能誘導区域の周囲にまとまった居住の促進を図るエリアを設定します。

次に、右側の2、計画策定に向けた本市の取組では、本市の集約型都市構造に向けた取り組みを記載しています。

3つ目の丸ですが、本市においても、集約型都市構造への転換を図るため、立地適正化計画の策定に向けて取り組んでおり、都市機能誘導区域及び誘導施設については、平成28年度を目途に、居住誘導区域については、平成30年度を目途に、それぞれ設定する予定で

す。

次に、左下の図を御覧ください。これは、都市計画マスタープランで示した広島市将来都市構造図です。これは、本市が目指している都市構造で、広島都市圏の発展を牽引する役割を担う楕円型の都心、都市機能の集積が既に進み、都心と連携して都市全体の発展を支える広域拠点や行政区レベルの拠点性を有する地域拠点、そして、これら都心や拠点をつなぎ、人と物の主要な流れを示す都市軸で構成され、都市全体の骨格を明確にするものです。

次に、議案書の191ページに戻って、第3号議案立地適正化計画専門部会についてを御覧ください。

まず、1の目的ですが、立地適正化計画は、都市計画や経済のほか、医療、福祉、交通、防災など関連する分野が多岐にわたり、それぞれ高い専門性が求められる計画です。この計画を都市計画審議会で審議するに当たり、効率的かつ円滑な進行を図るため、広島市都市計画審議会条例第4条及び第8条に基づき、当審議会に、これらの分野に関する学識経験者若干名で構成する専門部会を設置しようとするものであります。

次に、2の専門部会の構成ですが、表に示していますとおり、都市計画・建築、経済、医療・福祉、都市交通、都市防災・都市経営の5分野で構成します。各分野から1名ずつ委員を選任して計5名と考えています。

専門分会の運営については、立地適正化計画専門部会運営要領（案）で御説明します。192ページをお開きください。立地適正化計画専門部会運営要領の案です。

第1条は、専門部会の目的です。

第2条では、専門部会は、広島市都市計画審議会条例第4条に基づき、市長が任命する専門委員及び審議会委員から会長が指名する委員若干名で構成するとあります。

専門分野のうち、都市計画・建築、経済については、都市計画審議会の、これらを専門とする学識経験者の委員を指名し、医療・福祉、都市交通、都市防災・都市経営については、都市計画審議会の委員外から任命するよう考えています。また、調査の進捗状況に応じ、その構成を見直すことができるとしています。

第3条では、部会長や副部会長について、また第4条では、議事進行等について定めています。

第5条では、部会長は、専門部会の調査結果を審議会に報告するとしています。本審議会では、専門部会からの報告を受けて御審議いただきます。

第6条では部会庶務、第7条では専門部会の廃止時期など定めています。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本議案承認後速やかに専門部会を設置し、調査に着手します。専門部会での調査結果を踏まえながら、本審議会にお諮りする計画案を取りまとめたいと考えています。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○藤原会長

それでは御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

資料4の説明は、よろしかったんですね。

○事務局（藤田都市計画課長）

報告のときにさせていただきます。

○藤原会長

わかりました。

いかがでしょうか。

○三宅委員

確認だけさせていただきます。

事前に読んだんでわかっているんですが、専門部会の構成の表の中に都市計画・建築、経済というのは、都市計画審議会、本審議会の中に専門家の方がたくさんいらっしゃるの、それ以外の方々にもお願いしようということで、医療・福祉は地域包括ケアシステムとの連携、都市交通は公共交通との連携と、都市防災・都市経営については、都市防災や都市経営の専門家をということなんですが、事前に少し聞きましたら、医療・福祉については、地域包括ケアシステムとの連携の専門家をお願いしようというお話でございました。都市交通については公共交通との連携の専門の方をお願いしようということですが、この主な観点といいますか、これを選ばれた理由があれば教えていただけますか。

○事務局（藤田都市計画課長）

立地適正化計画策定の上で、資料4にもありますが、例えば人口が減少し、少子化が進み高齢化がどんどん進展していく中で、高齢化と町をどうやって考えていくかとか、あるいは高齢者の方ですとマイカーを運転できなくなりますので、公共交通にはどういう観点が必要だとか、あるいは人口が減少して行って、どんどん財政的な負担が大きくなる中で、都市を取り巻く経済的な情勢の中で、持続可能なまちづくりを都市経営の観点から造詣の

深い先生を選ぶという観点から3名、3分野を選んでおります。

以上でございます。

○三宅委員

恐らく医療・福祉であったり、都市交通であったりということになりますと、いろんな切り口というか、観点というのはあろうかと思うんです。あえてこれを選ばれているということについて、どうしてかなと思って聞いています。

例えば今ここに書いてあります医療・福祉であったり、都市交通であったりというのは、広島市の内部においては、それぞれ局単位で存在しておられて、それぞれ広島市の今後のことについてそれぞれの局で検討されているし、それぞれの計画も持っておられようかと思えます。

その中で、それらの計画と、例えばこの専門家の方々が言われることが余りにも極端にかけ離れているというようなことは、多分、そういう方は選ばないと思うんです。普通に考えれば。選んで、例えば、その専門の方が言われたこと、あるいは都計で決めたことが、それぞれの部局がやろうとしていることと、余りにも、真逆のことはないにしても、やり方が全然違うということになると、広島市の中にたくさん計画はあるんですが、それらの整合性が図れなくなるので、それはないと思いますが、都市計画としてどうなのかという立場で議論をする場だと思うので、その中では、よく、この調査の観点というのは練られた上で出されているんでしょうけども、もう少し具体のことがこちらの場で報告されたほうが、私が委員としてわかりやすいのになと感じております。

○藤原会長

この時点で補足説明はできますか。

○事務局（藤田都市計画課長）

資料4のほうで、今、広島市の現状というのにもかみ砕いておりますので、先ほどの人口減少の話ですとか、高齢化が特化してくるだとか、公共交通の話ですとか、あるいは災害の話ですとか、そういったものを資料4で御説明させていただこうと思っておりまして、そういった観点での今回、専門分野の委員の方をお願いするということとして、また2条のほうでもあるんですが、調査の段階の進捗状況によっては、専門分野も見直すことができるという旨も記載しておりまして、そこは臨機応変に対応できればと思っております。

以上でございます。

○藤原会長

委員、どうでしょう。資料4を説明してもらった後、もう一度あれば戻るということでよろしいでしょうか。

○三宅委員

結構です。

○藤原会長

ちょっと議事から外れてしまいますが、参考の関連する議論なので、さきに資料4を御説明していただいてよろしいですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

資料4、A3になります。

現在、立地適正化計画の策定に向けた検討に取り組んでおりまして、この計画の策定に当たりましては、まず、都市構造の現状や課題をできるだけ定量的に分析し、把握することが必要ということで、現在その作業を進めています。本日は、その途中経過になりますが、報告をさせていただきます。

右肩にある資料4、第1期広島市立地適正化計画素案たたき台を御覧ください。

1ページの1の基本事項では、都市計画区域全体を対象区域とすることや、平成42年を目標年次とすることなどを記載しております。

2の都市計画マスタープランに掲げている集約型都市構造の考え方では、計画策定に当たって踏まえるべき都市計画マスタープランの考え方を抜粋して記載しております。

3の都市の現状分析では、人口、生活サービス、公共交通、産業、自然災害等の幅広い観点から都市構造に係る分析を行っています。

中でも人口は、都市構造に様々な側面から影響を与える大きなファクターであるため、将来推計を行った上で、それをベースとして各種分析を進めていく必要があります。

まず、1の人口見通しです。ここに示しているのは、国立社会保障・人口問題研究所による2040年までの将来人口推計の結果です。左上のグレーの背景のグラフが全市の人口推移です。その他のグラフは中区から佐伯区までの区別の人口推移です。各グラフとも青色の実線は総人口、赤色の破線は15歳から64歳までの生産年齢人口、緑色の破線は75歳以上の後期高齢者人口です。

全市的に、グラフのとおり、2040年の総人口は2010年比で93.1%となっており、人口減少率はそれほど大きくありません。

右下の散布図です。総人口変動率と75歳以上の後期高齢者の人口変動率を、政令指定都

市間で比較しています。本市の75歳以上の後期高齢者人口は、大都市圏並に急増することがわかります。

下段中央の棒グラフは、過去5年間の人口増減を推計と実績で比較しています。濃い灰色が推計による増減率で、薄い灰色は実績での増減率です。全市での乖離はありませんが、都心部の中区や南区では推計以上に増加し、一方で、安佐南区は推計ほど増加せず、安佐北区は推計以上に減少するなど、区別での乖離状況を確認することができます。

将来人口については、区単位よりも細かい地区、例えば中学校区単位などで推計するか、あるいは、近年の都心回帰というトレンドを反映させることも検討していきたいと考えています。

次に、2ページ(2)の生活利便性ですが、その前に4ページの(7)生活環境に関する市民の意識について説明しますので、4ページをお開きください。

右下7生活環境に関する市民の意識です。これは、郊外団地居住者に対する意識調査結果ですが、人口減少・超高齢化が進展する中で、市民が日常生活に関してどのように不安を感じているか、垣間見ることができます。

郊外団地に住み続けるに当たって将来不安なこと、運転できなくなったときの移動手段、住宅の老朽化、坂道の移動の負担等が上位を占めています。また、転居したいと考えている場合の理由として、坂道の移動の負担、住宅の手入れの困難さ、買い物・通院の不便さなどについて、年齢が上がるほど、その占める割合が高くなっています。

快適に暮らせる生活環境の要因としまして、公共交通の使いやすさ、スーパーマーケットや医療機関へのアクセス性、道路の歩きやすさなどが重要であることがわかります。

2ページの(2)生活利便性にお戻りください。

郊外団地での意識調査結果を踏まえ、スーパーマーケットや医療機関などの日常生活サービス施設の立地状況や土地の勾配等について調査しています。

まず、スーパーマーケット、内科、金融機関の3つの施設について、それぞれ半径500メートルのエリアを設定して地図上に落とししてみました。500メートルを高齢者が大きな負担を感じず歩ける距離として徒歩圏を想定しています。緑色の円がスーパーマーケットの徒歩圏、オレンジ色の円が内科の徒歩圏、紫色の円が金融機関の徒歩圏で、その外側の赤い枠は市街化区域の範囲を示しています。

それぞれの地図上の右上にある棒グラフは、徒歩圏人口カバー率を示しています。徒歩圏人口カバー率とは、市街化区域の人口のうち、各施設の徒歩圏内に住んでいる人の割合

です。いずれの施設でも、中区、南区、西区が高く、安佐北区が最も低いことがわかります。

また、これらの3つの施設の徒歩圏に、コンビニエンスストア、保育園、小学校、小児科等の徒歩圏を重ね合わせ、こうした主要サービス施設の全てが徒歩圏内にある、生活利便性の高いエリアが右下の薄い赤色で着色した部分になります。

3 ページを御覧ください。

過度にマイカーに頼ることなく生活できる都市を目指していく上で、公共交通の充実強化が必要です。(3)では、公共交通ネットワークの現状について分析しています。

最初の棒グラフは、鉄軌道駅やバス停の徒歩圏人口カバー率を区別に示しています。右横の図は、鉄軌道駅やバス停の徒歩圏を示しています。青色の部分が、鉄軌道駅の徒歩圏、赤色の部分がバス停の徒歩圏、緑色は公共交通の徒歩圏外を示しています。なお、鉄軌道駅の徒歩圏とバス停の徒歩圏が重なっている箇所については、鉄軌道駅の徒歩圏に入れています。市街化区域内に緑色の部分はほとんどなく、各区とも公共交通へのアクセスは良好だと言えます。

ただし、ここでは鉄軌道駅やバス停が徒歩圏内にあるかないかだけの単純な評価であり、今後、時間当たりの便数や拠点等への所要時間などを考慮して、より詳細な分析が必要であると考えています。

このページ左下では、公共交通機関別に、また区別に、人口密度や日常生活サービス施設の集積との関連性を示しています。

各区、人口密度を示す棒グラフでは、各区とも鉄軌道駅徒歩圏が最も大きく、バス停徒歩圏、公共交通徒歩圏外の順に小さくなっています。また、人口密度と日常生活サービス施設の集積の関連性を示す散布図では、各施設の密度がいずれも人口密度に比例していること、人口密度が40人／ヘクタール程度以下になると施設密度がかなり低くなることがわかります。

公共交通の利便性の高い地区と、前ページで示した生活利便性の高い地区を突合させると、生活利便性の高いエリアが鉄軌道沿線の平坦地を中心に分布しているということがわかります。

続いて(4)です。都市圏全体の発展を牽引するという重要な役割を担う都心、都心を補完する広域拠点等に、どのような高次の都市機能を誘導していくか調査研究するため、まず、産業と観光の面から分析しています。

産業の集積についてです。左上の棒グラフの薄い水色は、都心及び拠点地区の従業者数を示したもので、産業面での拠点性の度合いを示す指標となります。都心が断トツに高くなっています。

右横の棒グラフは、産業別に、都心、拠点地区、その他の従業者数の全市域に占める割合を比較したもので、都心での割合が特に高いのは、情報通信、金融・保険となっています。

その下のランキング表は、都心を除いた、12の拠点地区で、産業別の従業者数を比較したものです。左側に従業者数が多い地区を並べています。井口・商工センター、西風新都など、広域拠点が上位半分を占め、西広島駅、横川、五日市の3つの地域拠点も高い集積を示しています。

続いて、4ページを御覧ください。

観光についてです。左上の折れ線グラフの赤色は来広外国人の推移を示しています。円安、ビザ要件の緩和などを背景に近年増え続けています。その下の表にあるように、広島県を主目的地とする旅行客の消費額は、宿泊客と日帰り客で4倍程度も差があります。

右側の棒グラフでは、本市での宿泊者数を示しています。この5年間で、約110万人もふえています。宿泊施設がそれほど増えていないため、折れ線が示す宿泊施設の定員稼働率は、近年高水準で、ピーク月の8月には8割前後にまで達しており、飽和状態にあることが考えられます。

都心や拠点地区へ誘導する都市機能については、こうした産業、観光面からも検討していきたいと考えています。

(5) は自然災害リスクです。茶色が土砂災害危険箇所、水色が洪水浸水想定区域を示しています。本市の地形特性を考え、自然災害リスクについても十分考慮しておくことが必要です。

(6) 高齢者向け住宅の立地状況についてです。75歳以上の後期高齢者数が急増する本市では、高齢者向け住宅として整備促進を図っているサービス付き高齢者向け住宅が現在こういった場所に立地しているか調査しています。

例えば、左から3つ目の円グラフですが、土地の勾配の面で、比較的歩きやすい5%以下の勾配の土地に立地している施設は全体の約5割程度にとどまっており、まだまだ改善の余地があるものと考えられます。

(7) については先ほど御説明しましたので省略します。

以上でございます。

○藤原会長

もう一度、先ほどの御指摘に戻りたいと思いますが、191ページの調査の主な観点というのは、従いまして今の説明にありましたように、主な観点と書いちゃうと、これが主体と読み取れますが、例示でありまして、ここで取り上げてることも含めて、幅広いことを検討していくための専門部会を設置したいということの理解だと思えます。

それでよろしいですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

はい。

○藤原会長

ですので、委員が御懸念されております、ここに出てくる言葉に限定するのではなく、例えば公共交通だけではなくて、もちろん自動車で移動ができるのであれば、それはそれで構わないんですが、機能が集約したり、あるいは居住地を促進したりすることができるような、それぞれの関連分野について検討いただきたいという理解でよろしいんじゃないかと思われます。

御質問に対して、よろしいでしょうか。

○三宅委員

いいです。

○藤原会長

ほかに。せっかくですので、お願いします。

○月村委員

私は、地区思いの人間で、まだまだ申し上げて申しわけないんですけども、観音地区には、大きな拠点みたいなのが、丸がないですし、私がなぜ申し上げますかと言いますと、空港対策の跡地問題が1つも上がってこないんです。私たちが、どれほど寂れているかというのは、例えば、交通の利便性とかいうものも本当はないですし、横川に行くのは1時間に1本、土日は休み、電車に乗るには広島駅まで行かなきゃ乗れない。そういった形の本当に過疎地があるということを、何度も私、この場で申し上げていますが、この空港対策の跡地問題を早く解決していただき、もう少し活性化した観音の町にしていきたいということを申し上げたいと思います。

それは、いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○事務局（藤田都市計画課長）

我々都市計画というところで、具体のプロジェクトチームではないんですが、今、委員の御要望というのは、しっかり関係部署にお伝えしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○月村委員

やはり、鉄道路線だけが活性化しているような感じが、今の都市計画だと思うんです。バスの利便性の少ないところは、全く見向きもされてないというのに、私は、ちょっと憤りを感じまして申し上げた次第です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○三浦委員

先ほどの専門部会の構成の件で、関連分野の最後のところは、都市防災と都市経営というくくりになっていますが、通常、専門分野を考えると、防災の面と都市経営の面では、それぞれ専門家が違ふと思われませんが、あえてそれがなぜ1つになっているのかなど。もし両方担える方がいらっしゃるといふことだとしても、分野として2つあった上で両方兼任という入れ方のほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、そこは何かお考えがあったんでしょうか。

○事務局（藤田都市計画課長）

都市防災というカテゴリーの先生が少なかったものですから、都市経営というくくりの中で、昨年8月の災害のこともありましたので、土砂災害も兼ねているという状態でございます。

以上でございます。

○三浦委員

そうすると、書き方としては、都市経営をメインに書いた上で、括弧して都市防災というような書き方でないと、今、これだと防災が先に並びとしても来てますので、今言われたことと、ちょっとその辺は違ふかなと思います。

○事務局（藤田都市計画課長）

はい。御指摘のとおり修正をかけたいと思います。

○藤原会長

一番下の関連分野の書き方を工夫していただいて、多分、都市経営の中にもリスクマネジメントは入りますので、そういうくくりでもいいかなと感じます。

ほかにいかがでしょうか。

○三宅委員

都市計画課の本当の思いを教えてください。言うときますね。

広島市の人口は、たしかこの70年間ぐらいで、合併とかもありましたから倍ぐらいになつとるんですよ。で、D I D、いわゆる市街地と言われている、今回も議論になってますが、市街地は、当初から見れば4倍ぐらいに広がっています。人口が2倍以上増えて、市街地面積だけでは4倍ぐらい増えてる。人口が減ったら市街地の面積は半減するだろうか。ここの中に書いてあるのは、市街地の範囲は、現状の市街化区域内を基本とするということになっておりますから、人口が減っても、市街地で、今、いわゆる市街化区域と指定しておるものは、維持、継続しながら、その中でどういう案が出るかということを検討するというイメージですよ。それでいいですか。

○事務局（藤田都市計画課長）

人口2倍とか面積4倍とかの話がありましたけれども、昭和43年に都市計画法が改正されて、その後、市街化区域という制度ができたんですが、もちろん昭和48年ですので、市町村合併とかありますから、増減は明らかにあるんですが、面積的には大体、1.5倍から1.6倍に、市街化区域は増えておりません。

○三宅委員

45D I Dと60D I Dだったら大分増えとるだろう。

○事務局（藤田都市計画課長）

今、市街化区域という言い方を。

○三宅委員

市街化区域じゃないわ。D I Dで言って、それじゃあ。

いいわ。そんなこと今、調べんでもいい。

市街化区域は増えとるじゃない。簡単に言えば、人口が増えたんで市街化区域を増やしていきましょう。例えば、団地をつくるんで、宅造してこれだけ市街化にします。きょうもそういう話がありましたよね。要は、市街化区域は無秩序な拡大は抑制しますと書いてありますが、人口が減っても市街化区域のまま置いておけば、都市計画決定をしておることについては、それらについて、さまざまな行政的なサービスであるとかいろんなことをやっていかなければならないわけですが、今の現状を維持しつつ、人口が減ってくれば、市街化区域ではないようなところが、市街化区域とかが残るということが、あり得るわけ

ですよ、簡単に言いますと。特に周辺部に行けば行くほどそうなる可能性が高い。

その上で、この計画は、2040年とかを見越してるのかな、でしょう。2045年とかを見越しているわけです。今から30年先のことを考えるわけですよ。その中で、この現状を基本とするというのは仕方のないことかもしれません、世論もありますから。だけど、計画課として持つておかねばならないのは、そうなってきた場合に良好な住環境であったりとか、市街地としての役割というものを考えたときに、どうあるべきかというものはお持ちかということをお聞きしておるわけです。今からそれを考えるのですと言われりゃそうなんでしょうが、市街化区域内を基本とすれば、当然、人口密度というのが落ちてくるでしょう。市街化区域とは言えない地域も出てきますよね、当然。そうなったときに、どうしようかなとか、そうならんようにこうしようかなということが、この計画なのかもしれませんが、何か、今、答えられなくてもいいんですけど、何か思いがあればなと思って言っただけです。

○事務局（長光都市計画担当部長）

今、委員のほうからありましたように、人口が今後、減少していく中で、市街地をどういうふうに考えていくのかというところが、まさにこの計画の肝といいますか、ポイントになるところだと認識しております。

2040年というところでいけば、全体としては約7%減という、現時点の予想ではございますが、ただ、広島市は、当然それ以降のことも考えながらやっていかないとはいけません。ですから、必ずしもその2040年、7%減ということをもって考えるということじゃなくて、それ以後の人口推計も常に注視していきながら、ただ、仮に今後、大幅な人口減少が起きるということになれば、本当に今の市街地の現状維持というような考え方が、今後の行政サービスですとか、そういった生活の利便性、そういうところも考えたときに、本当にいいのかということもございますので、これからその計画を考えていくわけですから、そういった中で、今、御指摘があったことも含めて検討していきたいと考えています。

○三宅委員

いいんです、答えがないのはわかって言っておりますから。

○藤原会長

答えがないんです。多分、コンパクトシティなどの考えは昔からよく知られていることなんですけど、社会情勢の変化にあわせて考え方を明確にしようというメッセージだと僕は

理解しています。市が拡大したり、人口が増えているときの都市計画のあり方というのは、いわゆる規制とコントロールでよかったんだけど、今度は違って、拡大する需要にサービスをしていきますという考え方じゃ、もう成り立たん。自分たちが都市のサービス機能を十分に維持すべき場所というのを決めて、そこに逆に誘導するような時代になってしまったんだという考え方を出したいというのが、この立地適正化計画の考え方だと思うんです。

それが、宇品なのか観音なのか、どこなのかというのは別の問題でして、そうじゃなくて、薄く広がった全市域に、例えば下水施設の維持とか道路のメンテナンスとかいろんなことを全部やれというのは、仮にもう無理だとしたら、そうじゃなくて、心地よく住み続ける場所というのを、事実追従の結果論ではなくて、これから誘導していこうという考え方になりましょねというのが、この計画の考え方だと思います。委員の御質問に対して、多分、都市計画課も答えは持ってないですが、というか、大学の我々も研究途中で、じゃあここはどうしたらいいのかという答えは持ってないんですが、考え方としては、もうそうせざるを得ない。

ただ、大きく議論が欠けてるのは、トレンド予測で人口が減るということを甘んじて受け入れる市なのかどうかということについては、別途、政策議論があるはずなので、そこは広島市というか、むしろ議員の先生方に頑張っていただきたいところもある。それは、まだこのシナリオの中に書いてないですが、放っていたら、これだけの割合の人口が減少する。例えば一番わかりやすいのが、郊外の住宅団地は、向こう30年、40年たったら、人口が6割になると言われているんです、ピーク時にあれだけ宅地開発したのに、4割は空き家になることを放任していいのかというのが、多分、この根っこにある話だと思います。放っていても広がるのを規制しましょうという考え方から、小さくなるのを甘んじて見るのではなくて、うまく機能誘導していきましょうということをやろうということだと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○藤原会長

それでは、まとめて御議論いただいたことになりましたが、とりあえず、議案ということと言えますと、第3号議案につきまして、立地適正化計画専門部会を設置することについては、御賛同いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○藤原会長

ありがとうございました。

それでは、第3号議案につきましては原案どおりとすることを適当であると認めます。

先ほど御説明いただきました内容につきましては、都市計画審議会に立地適正化計画専門部会を設置することとし、立地適正化計画専門部会運営要領については、本日、平成27年12月2日付で施行するという事にさせていただきます。

それから、運営要領第2条に書いてありました、当審議会からの委員ですが、立地適正化計画専門部会の委員として、都市計画建築分野には適任がいらっしゃいますので、今日は御欠席ですが、福田委員を。それから、経済分野には、信末委員をそれぞれ指名させていただきますと思います。

信末さん、どうぞよろしく。

○信末委員

よろしく申し上げます。

○藤原会長

よろしく申し上げます。

都市計画審議会の委員外から任命します委員につきましては、事務局から案がありましたら説明をお願いします。

○事務局（藤田都市計画課長）

都市計画審議会の委員外から任命する委員としまして、医療・福祉では、本市社会福祉審議会高齢福祉専門分科会の委員でもあります五日市幸楽苑施設長の茗荷先生を考えています。茗荷先生は、広島市医師会の地域包括ケア担当理事でもあります。

都市交通では、都市間交通ネットワーク、都市集積の経済などの分野を専門に研究をされております広島大学大学院工学研究科の塚井准教授を考えています。塚井先生は、本市の大規模小売店舗立地審議会あるいは住宅団地活性化研究会の委員会におきましても、都市交通の学識者で委員になっていただいております。

都市防災・都市経営では、福山市立大学都市経営学部都市経営学科の渡邊教授を考えております。渡邊先生は、都市基盤施設論などを専門分野としておりまして、人口減少、少子高齢化の進展化など、時代とともに変化する都市活動に着目し、活動目的の多様化、移動手段や量、範囲の変化が都市構造に及ぼす影響などを専門的に研究されております。

この3名の方につきましては、今後、専門委員として任命手続を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○藤原会長

専門部会でこれから調査をしていただきますが、その結果については、必ずここで審議していただきますので、その節には改めてお諮りさせていただきたいと存じます。

続きまして、立地適正化計画の策定についてですが、先ほどもう既に資料4については御説明をいただきまして、質疑も終わりましたが、追加で何か御質問がありましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○藤原会長

特にないようでしたら、この立地適正化計画の策定についての報告につきましては、以上で終了させていただきたいと思います。

予定されております案件は以上ですので、特に委員の方で、何か追加で発議がございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○藤原会長

ないようでしたら、本日の審議会は以上をもちまして終わりたいと思います。大変活発な御意見をいただきましたことを改めて感謝いたしまして、本日の審議会を終わります。まことにありがとうございました。